

昭和五十二年十一月二十四日提出
質問第一九号

金在権元公使からの事情聴取に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十一月二十四日

提出者 小林 進

衆議院議長 保利 茂殿

金在権元公使からの事情聴取に関する質問主意書

昭和五十二年十月十一日衆議院予算委員会において、政府は、金大中氏拉致事件に関し、わたくしの質問に対する答弁で、

(1) 当時駐日公使であつた金在権氏に接触し話を聞くことについてアメリカ國務省を通じ同氏の意味を確かめてもらったこと、

(2) これに対し金在権氏からアメリカ国内では任意聴取に応ずる意思のない旨の回答があつたこと、

(3) そのため日本政府は再度アメリカ國務省を通じどこの国でどういう条件ならば日本の捜査官の任意の事情聴取に応ずる用意があるのかを問いあわせ中であること、

を明らかにした。

その後、これがどのように進展しているのか伺いたい。
右質問する。